



# 參考資料

# 1 桐生市男女共同参画市民意識調査結果(抜粋)

桐生市における男女共同参画の現状と市民の意識を把握するため、平成27年(2015年)2月から3月にかけて、無作為に抽出した市民1000人を対象に市民意識調査を実施しました。男性153人、女性194人、性別不明4人の計351人から回答があり、回収率は35.1%でした。

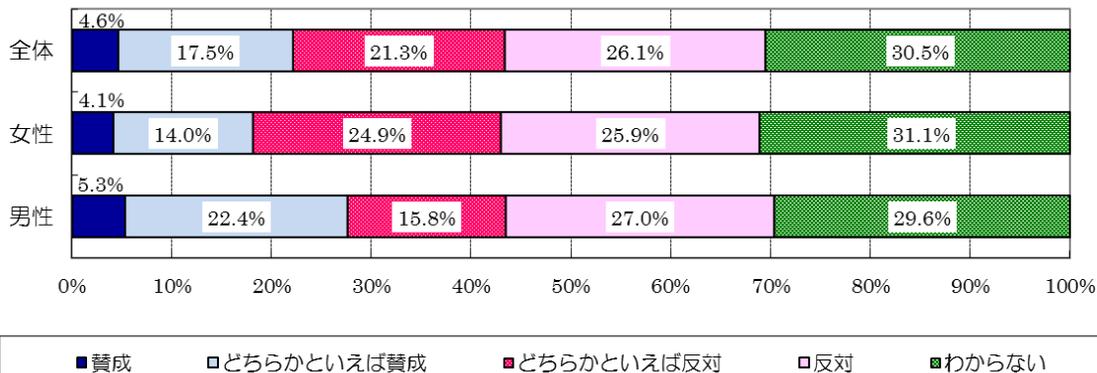
## 1. 男女の平等感について

### 1) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたは賛成ですか。反対ですか。

(回答は1つ)

「男は仕事、女は家庭」という考えに『賛成』(『どちらかといえば賛成』を合わせ)と回答した人の割合は22.1%、『反対』(『どちらかといえば反対』を合わせ)は47.4%で、『わからない』は30.5%でした。

平成21年(2009年)調査では、『賛成』(『どちらかといえば賛成』を合わせ)は34.1%、『反対』(『どちらかといえば反対』を合わせ)は55.0%、『わからない』が10.9%でしたが、今回調査では賛成・反対ともに割合は下がり、『わからない』の割合が大幅に増加しています。



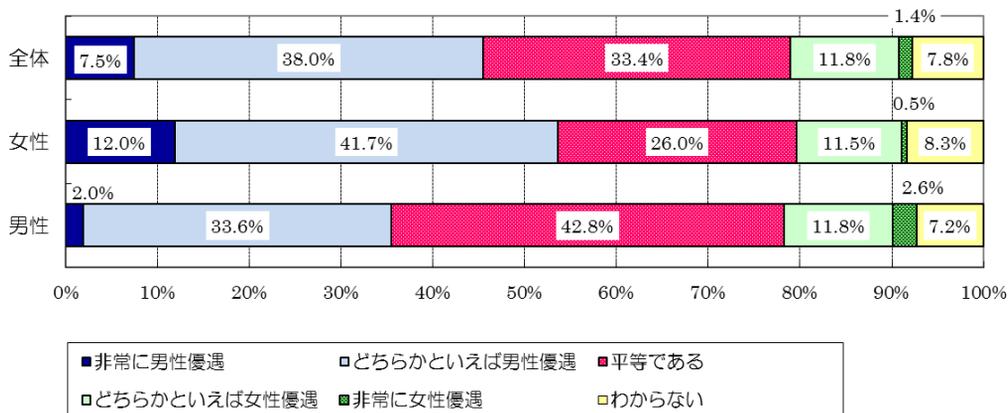
### 2) 以下の場面における男女の平等感に関する実態について、あなたはどのように思いますか。

(場面ごとに1つ選択)

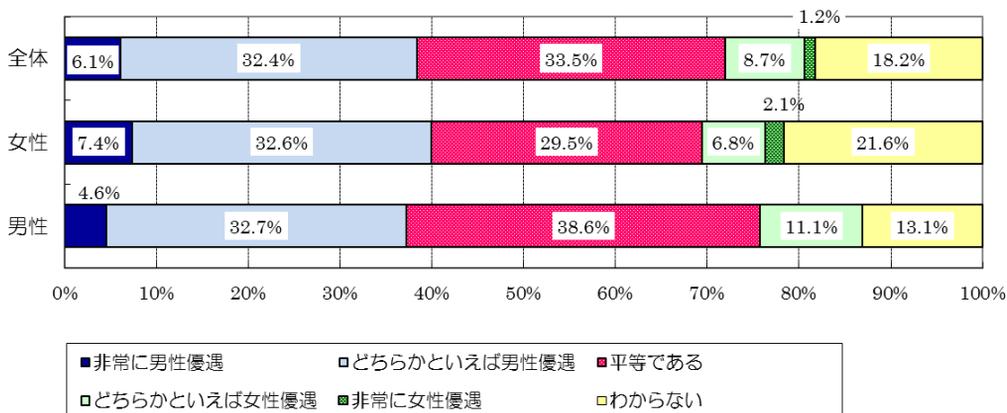
「学校教育の場」については『平等である』と答えた人の割合が最も高かったものの、その他の場面においてはすべて『男性優遇』(『非常に』と『どちらかといえば』の計)が高く、「政治の場」・「社会全体」・「社会通念・習慣・しきたり等」では特に高い傾向にありました。

男女別では、「職場」を除くすべての項目について、女性よりも男性の方が、『平等である』と回答した人の割合が高く、男女間の認識の差が浮き彫りとなりました。

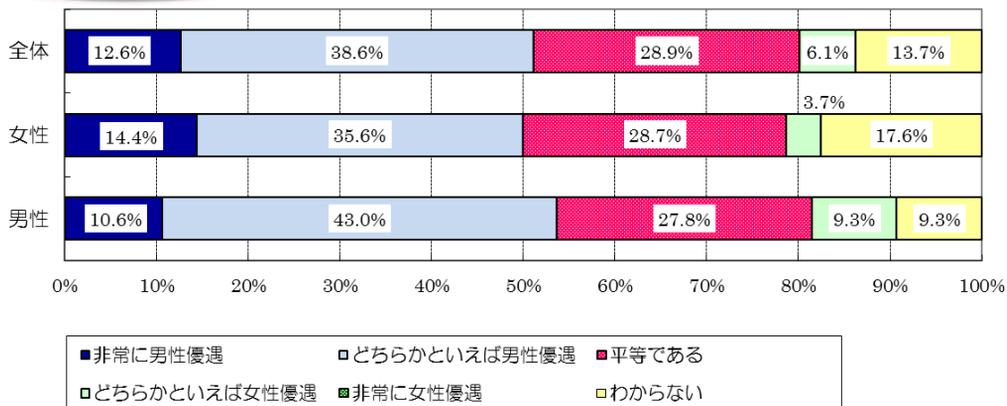
### ①家庭生活



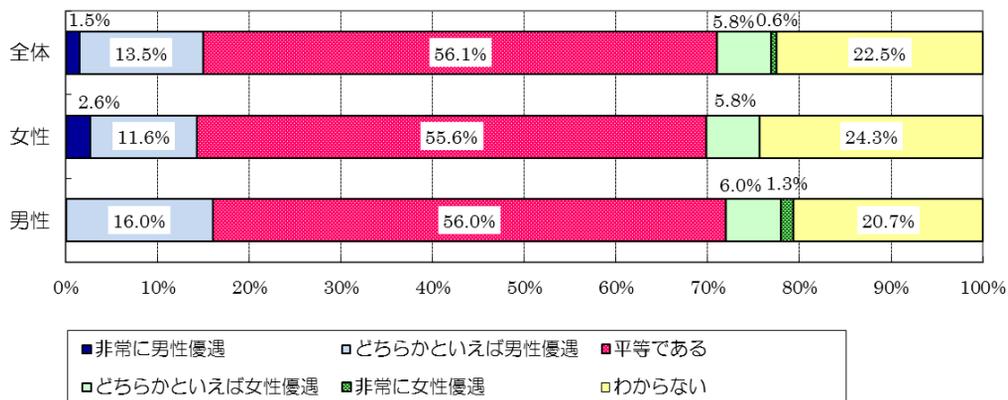
### ②社会活動の場



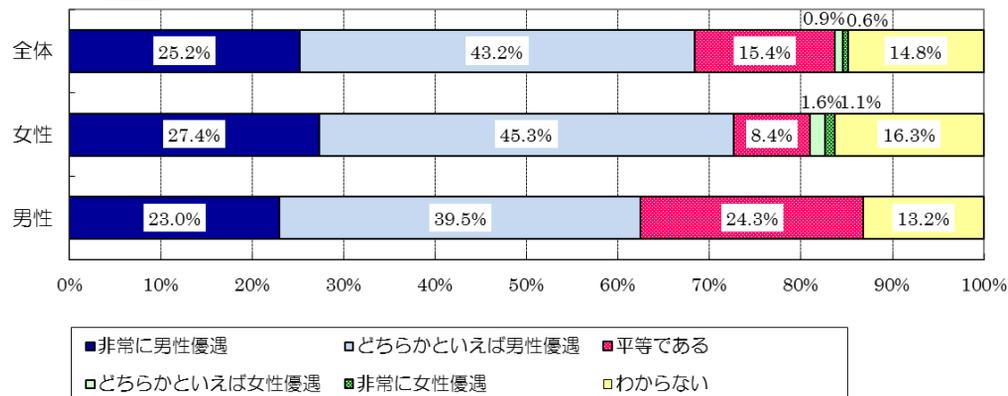
### ③職場



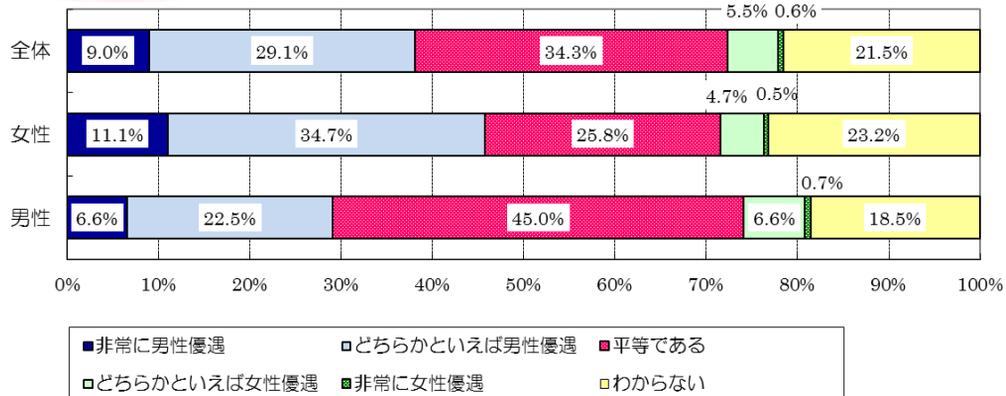
#### ④学校教育の場



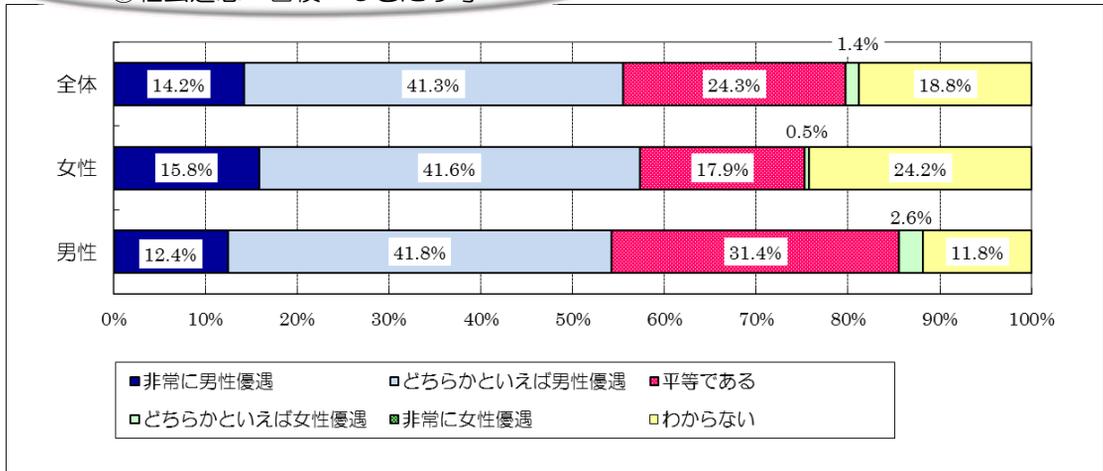
#### ⑤政治の場



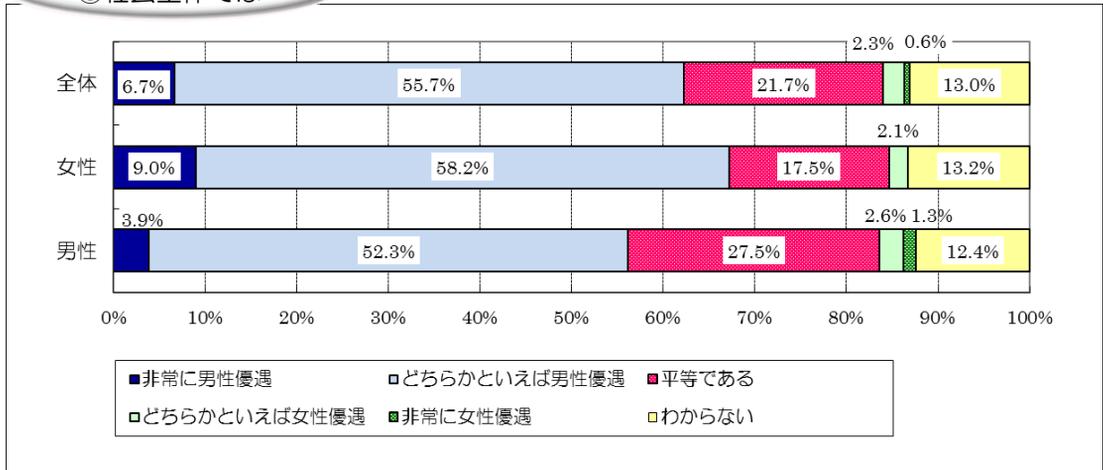
#### ⑥法律や制度



### ⑦社会通念・習慣・しきたり等



### ⑧社会全体では



## 2. 仕事について

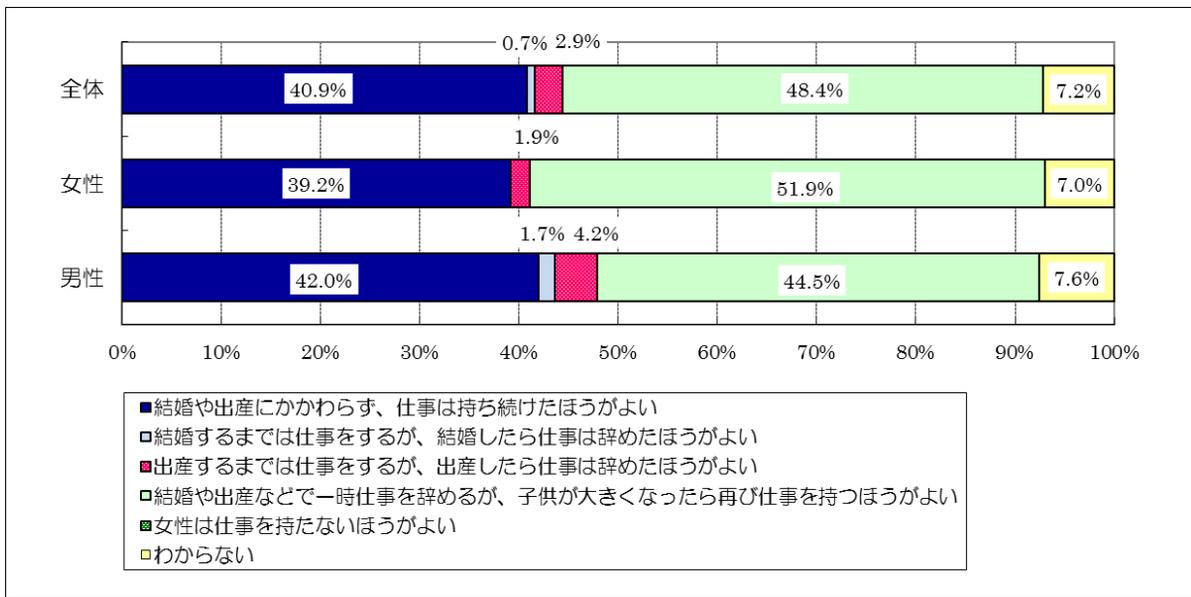
1) あなたは、女性が職場で仕事を持つことについて、どのように考えますか。(回答は1つ)

全体では『結婚や出産等で一時仕事を辞めるが、子供が大きくなったら再び仕事を持つほうがよい』と回答した人割合が最も高く、48.4%でした。過去2回の調査でも同様でしたが、その割合は低下しています。

(平成15年(2003年):60.7% ⇒ 平成21年(2009年):52.2% ⇒ 今回:48.4%)

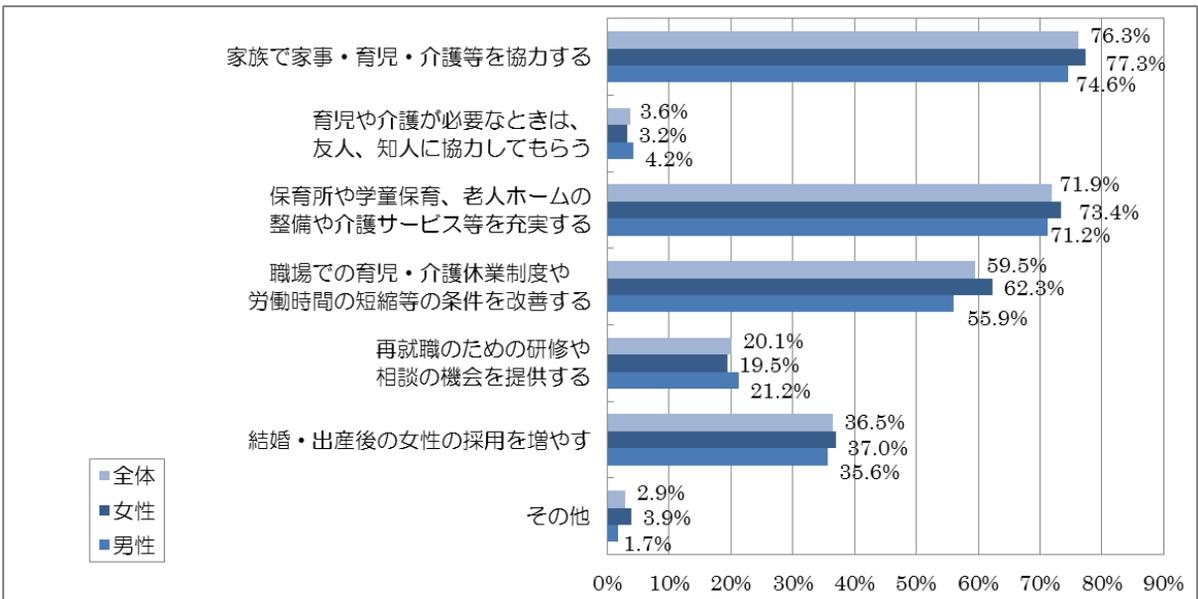
一方で、『結婚や出産にかかわらず、仕事は持ち続けたほうがよい』と回答した人の割合は40.9%で、増加傾向にあります。

(平成15年(2003年):25.6% ⇒ 平成21年(2009年):32.5% ⇒ 今回:40.9%)



2) あなたは、女性が結婚・出産後も職場で仕事を続けたり、再就職したりするにはどのようなことが必要だと思いますか。（回答は3つまで）

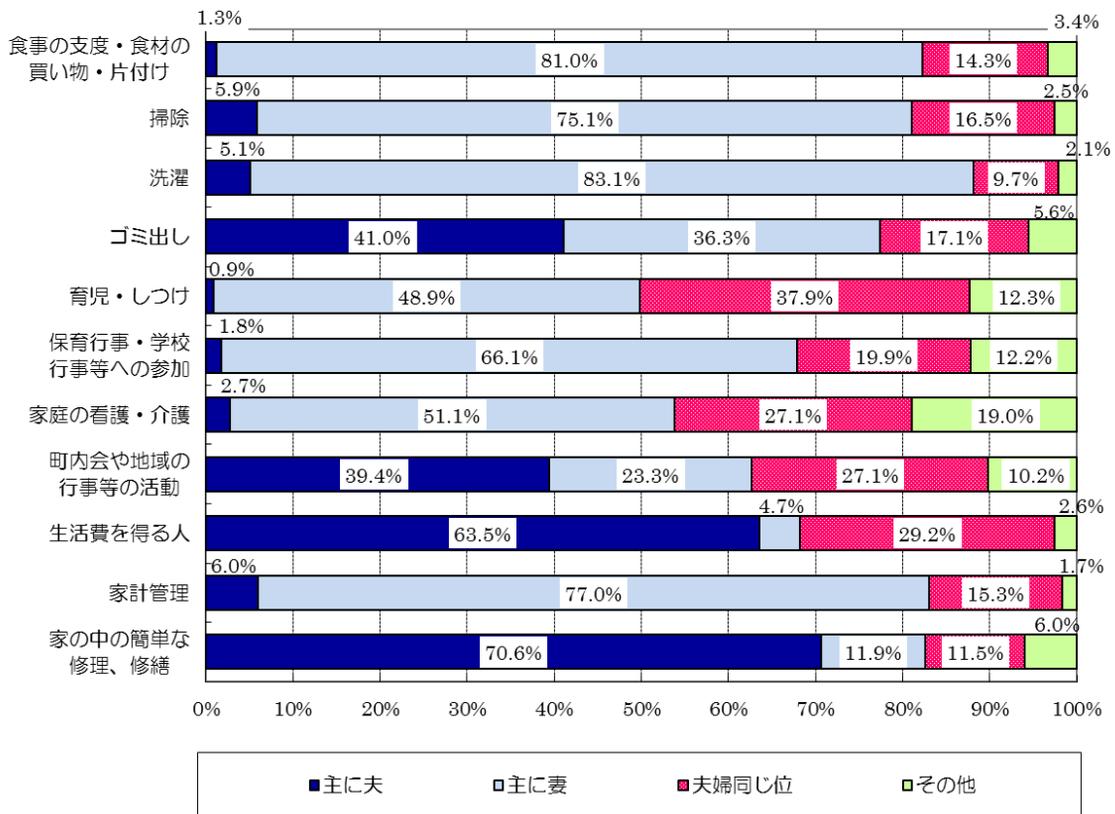
『家族で家事・育児・介護等を協力する』と『保育所や学童保育、老人ホームの整備や介護サービス等を充実する』と回答した人の割合がいずれも7割を超えました。



### 3. 家庭生活について

- 1) この質問は、現在結婚し、夫婦が同居している人だけお答えください。（事実婚含む）  
 次にあげる家庭生活のことについて、あなたの家庭では、どのように役割分担していますか。  
 （各項目1つ選択）

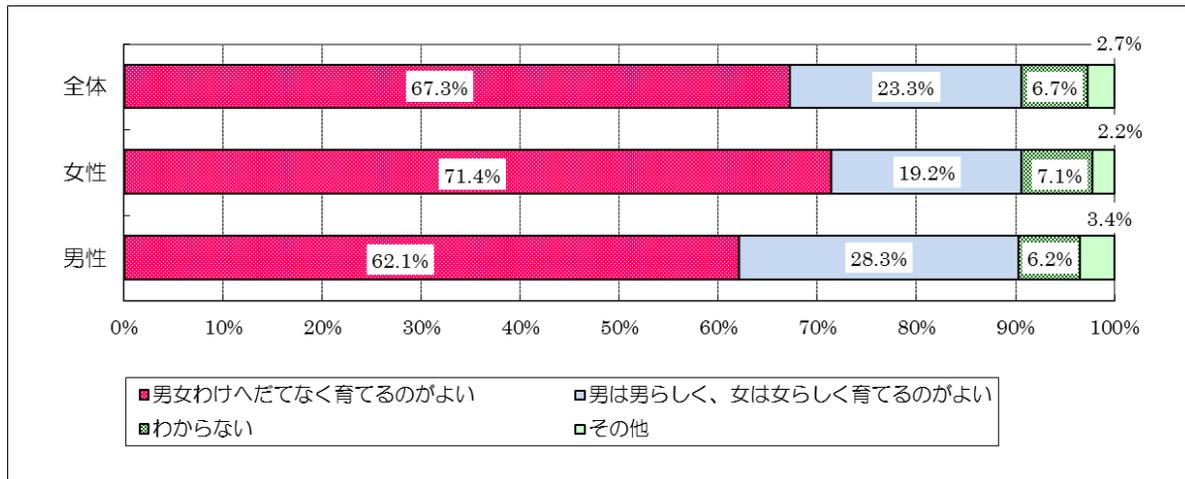
「食事の支度・食材の買い物・片付け」・「洗濯」については『主に妻』と回答した人が8割以上、「掃除」・「家計管理」については7割以上でした。  
 また、「生活費を得る人」や「家の中の簡単な修理、修繕」については、半数以上の人『主に夫』と回答しました。



## 2) あなたは、子育ての方針について、どのように考えますか。(回答は1つ)

全体では『男女わけへだてなく育てるのがよい』と回答した人の割合は67.3%、『男は男らしく、女は女らしく育てるのがよい』は23.3%でした。

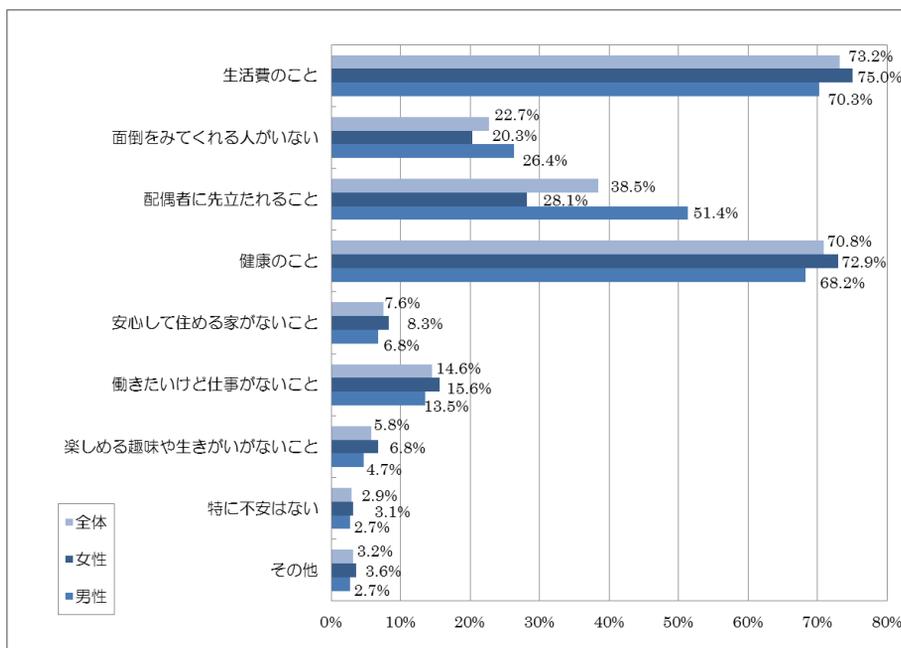
また、男女別では、男性は女性よりも『男は男らしく、女は女らしく育てるのがよい』と考える人の割合が高いことが分かりました。



## 4. 老後生活・介護について

あなたが、老後について特に不安に思うことについて、あてはまるものを選んでください。

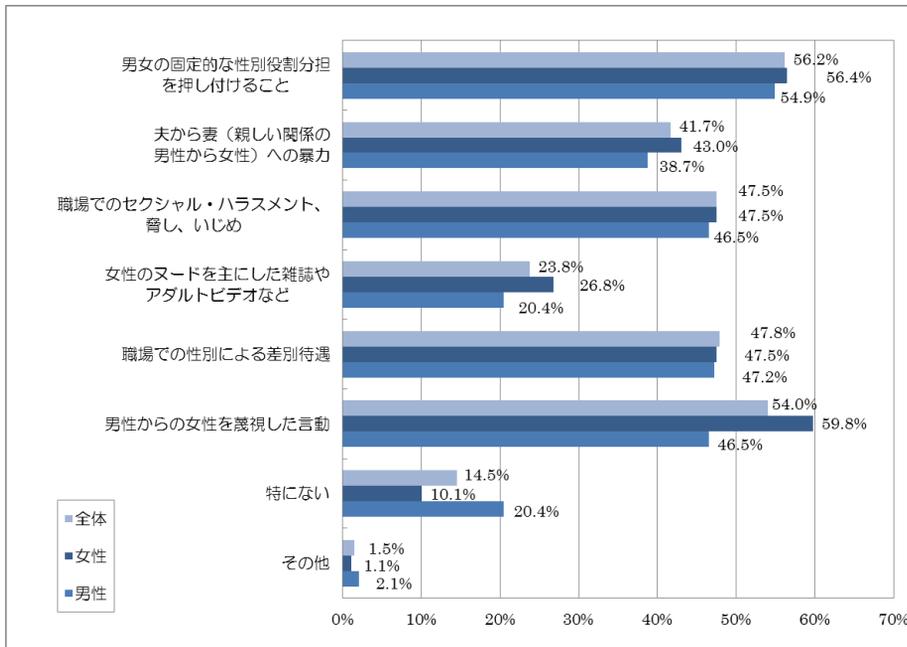
(回答は3つまで)



全体では、『生活費のこと』と回答した人の割合が73.2%で最も高く、次いで『健康のこと』が70.8%でした。男性については51.4%が『配偶者に先立たれること』を不安に思っている一方で、女性は28.1%にとどまっており、男女間の意識の差が他の項目に比べ大きい結果となりました。

## 5. 人権・DVについて

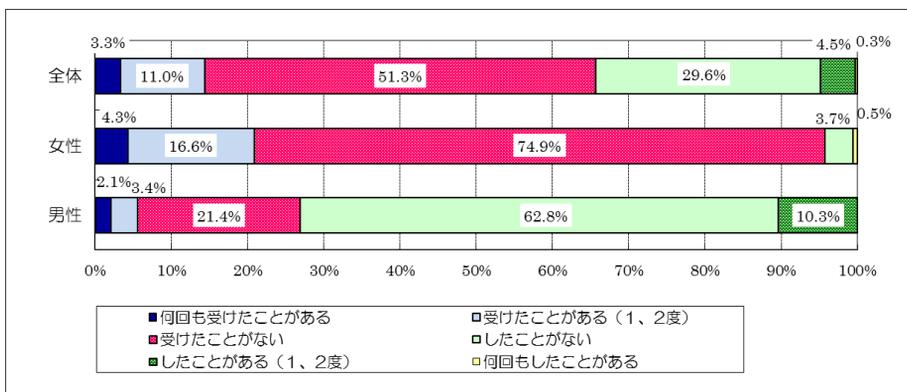
1) あなたが、女性の人権について尊重されていないと思うのはどのようなことについてですか。  
(該当のもの全て)



『男女の固定的な性別役割分担（「男は仕事、女は家庭」等）を押し付けること』、『男性からの女性を蔑視した言動』と回答した人の割合がともに全体の半数を超えました。

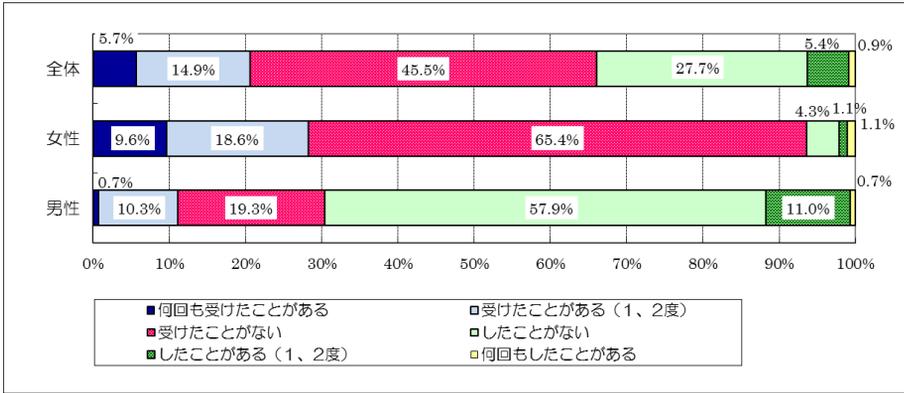
2) 配偶者や親しい関係の男女間の暴力についてお聞きします。（各項目1つ選択）

### ①身体的な暴力（殴る・蹴る・物を投げつける等）



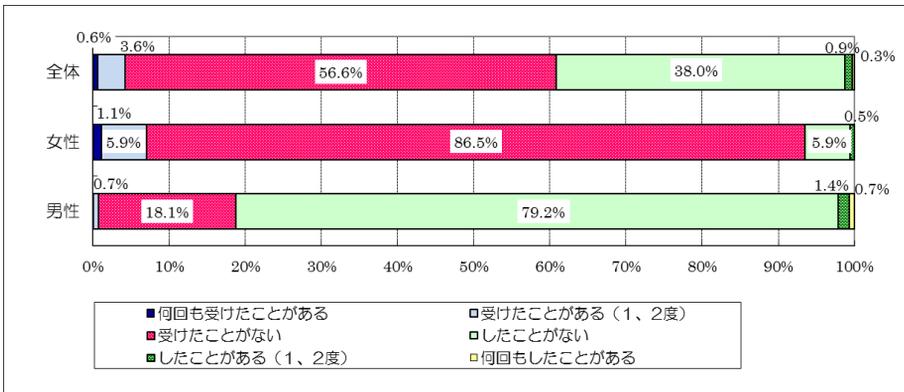
『何回も受けたことがある』または『受けたことがある（1、2度）』と回答した人の割合は、女性が20.9%、男性が5.5%、全体では14.3%でした。

## ②精神的な暴力（脅す・人格を否定する・無視する等）



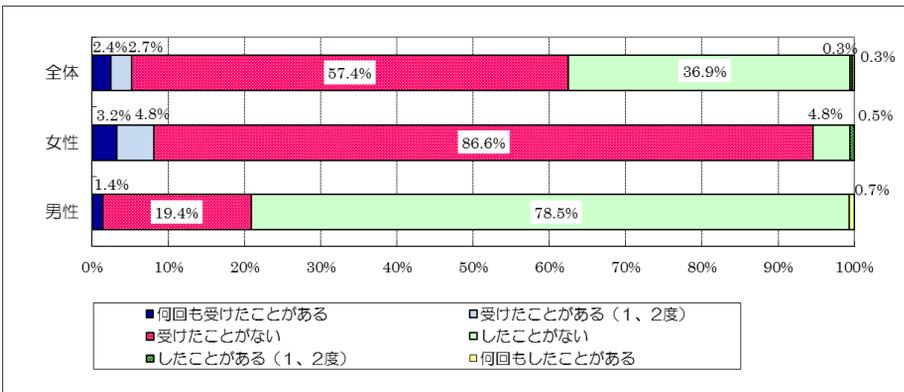
『何回も受けたことがある』または『受けたことがある（1、2度）』と回答した人の割合は、女性が28.2%、男性が11.0%、全体では20.6%でした。

## ③性的な暴力（性行為や中絶を強要する等）



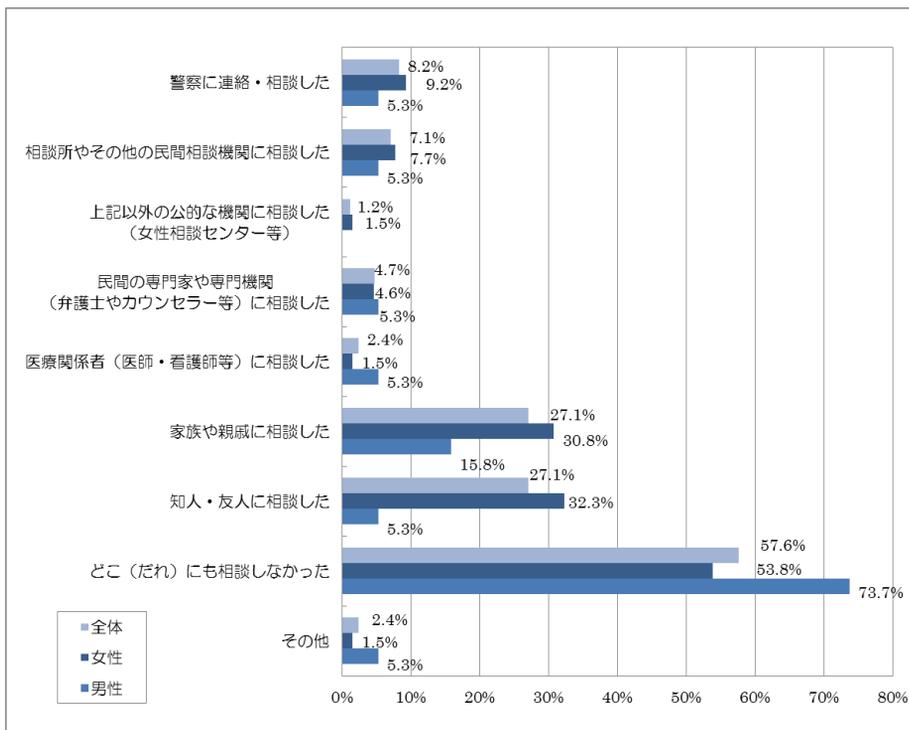
『何回も受けたことがある』または『受けたことがある（1、2度）』と回答した人の割合は、女性が7.0%、男性が0.7%、全体では4.2%でした。

## ④経済的な暴力（生活費を渡さない等）



『何回も受けたことがある』または『受けたことがある（1、2度）』と回答した人の割合は、女性が8.0%、男性が1.4%、全体では5.1%でした。

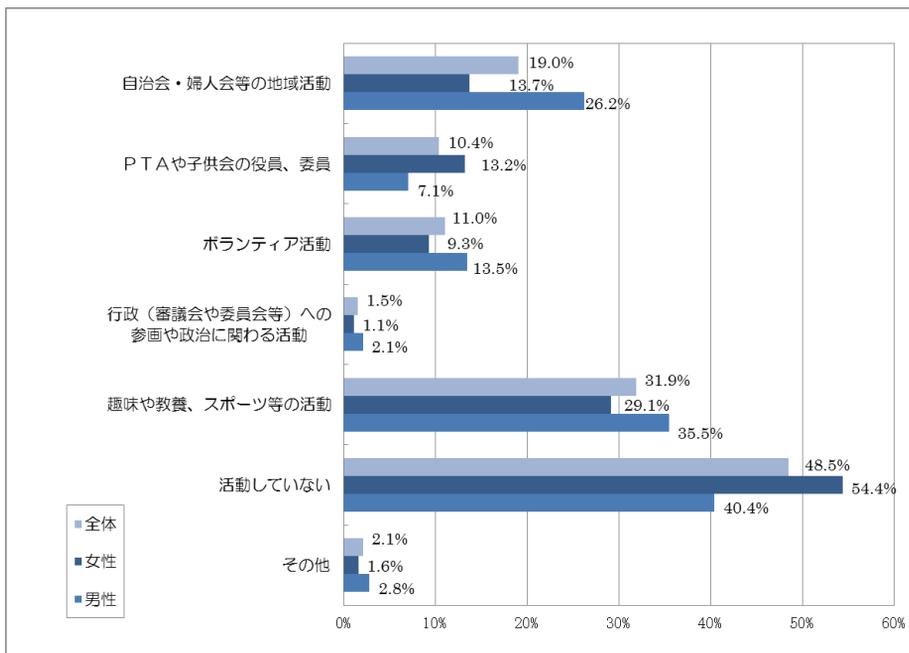
3) 前問で『何回も受けたことがある』または『受けたことがある(1、2度)』と回答した方に伺います。そのことをどこか(誰か)に相談しましたか。(該当するもの全て)



『どこ(だれ)にも相談しなかった』と回答した人の割合が最も高く57.6%で、次いで『家族や親戚に相談した』と『知人・友人に相談した』が27.1%でした。  
特に、男性の『どこ(だれ)にも相談しなかった』と回答した人の割合は7割を超えており、DVを受けたとしても1人で抱え込む傾向にあるようです。

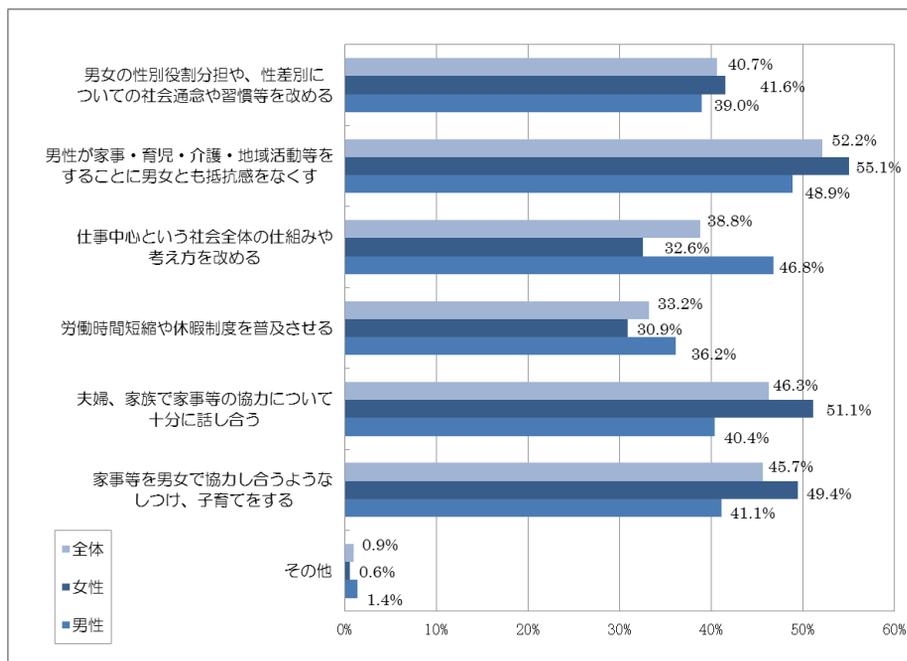
6. 社会参画、「ワーク・ライフ・バランス」について

1) あなたは、現在、どのような地域活動や社会活動に参加していますか。(該当のもの全て)



『活動していない』と回答した人の割合が48.5%で最も高く、次いで『趣味や教養、スポーツ等の活動』が31.9%でした。

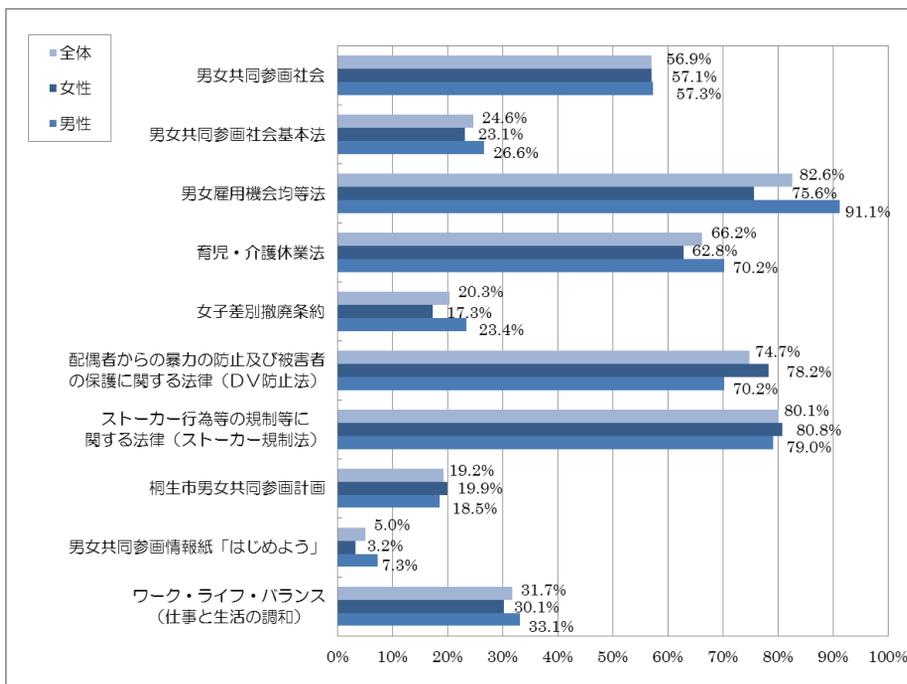
2) 家庭と仕事、地域活動等、調和のとれた生活を送るために、あなたは、特にどのようなことが必要だと思いますか。（回答は3つまで）



『男性が家事・育児・介護・地域活動等をするに男女とも抵抗感をなくす』と回答した人の割合が最も高く52.2%でした。

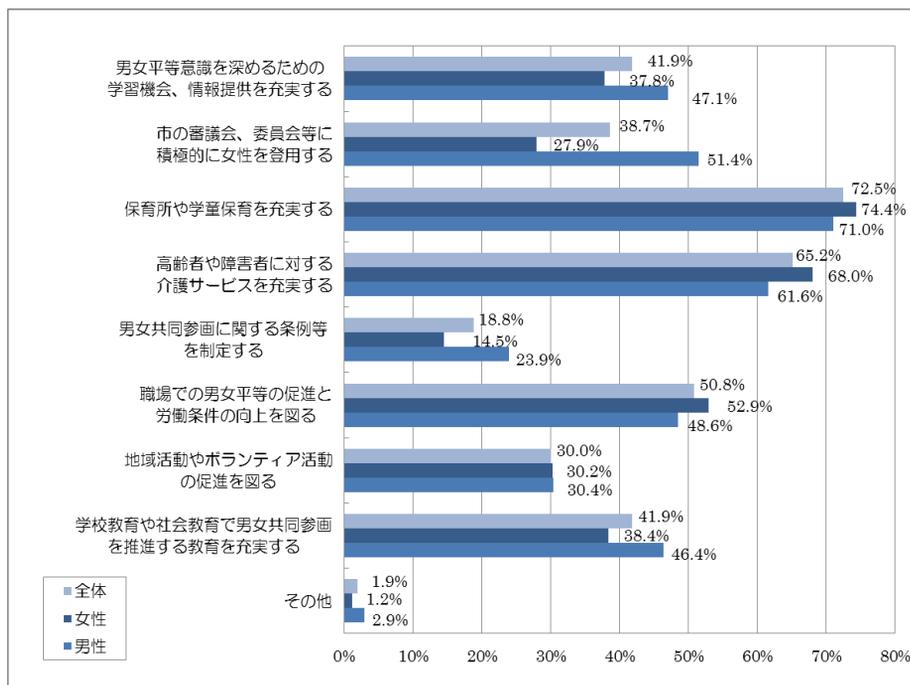
7. 市の施策等について

1) あなたは、次のことばや法律、市の事業等について見たり聞いたりしたことがありますか。（該当のもの全て）



『男女共同参画社会』の認知度は全体で56.9%と半数を超えたものの、『ワーク・ライフ・バランス』については約3割、『桐生市男女共同参画計画』については2割程度であり、認知度が高いとは言えない状況にあります。

2) 男女共同参画社会を進めるために、市ではどのような取り組みに力を入れる必要があると思いますか。(該当のもの全て)



『保育所や学童保育を充実する』と回答した人の割合が72.5%で最も高く、次いで『高齢者や障害者に対する介護サービスを充実する』が高く、65.2%でした。

## 2 男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
昭和50 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年(目標：平等、発展、平和)</li> <li>国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部設置</li> <li>「国際婦人年」日本会議</li> </ul>		
昭和51 (1976)	国連婦人の10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法改正(離婚復氏制度)、戸籍法公布、施行</li> </ul>		
昭和52 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定</li> <li>国立婦人教育会館開館</li> </ul>		
昭和54 (1979)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画前期重点目標」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活部婦人児童課に婦人对策係を設置</li> <li>群馬県婦人問題懇談会の設置</li> </ul>	
昭和55 (1980)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」署名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新ぐんま婦人計画」策定</li> </ul>
昭和56 (1981)		<ul style="list-style-type: none"> <li>ILO156号条約(家族的責任条約)採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>	
昭和58 (1983)				<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題意識調査」実施</li> </ul>
昭和59 (1984)			<ul style="list-style-type: none"> <li>国籍法、戸籍法改正(父母両系主義)(昭和60年施行)</li> </ul>	
昭和60 (1985)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」世界会議開催(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金法改正(専業主婦の基礎年金保証)(昭和61年施行)</li> <li>「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行)</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准(昭和61年発効)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の10年最終年記念群馬県大会</li> </ul>
昭和61 (1986)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題企画推進有識者会議」設置</li> </ul>	
昭和62 (1987)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> <li>所得税法改正(配偶者特別控除制度新設)、施行</li> </ul>	
平成2 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>			
平成3 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業法公布(平成4年施行)</li> <li>「新国内行動計画」(第1次改定)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新ぐんま2010」の中に女性対策を主要な柱として位置づけ策定</li> <li>「女性に関する意識調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>桐生市第3次総合計画中に「女性の社会参加」の積極支援について明記</li> </ul>
平成4 (1992)		<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回アジア女性会議開催</li> </ul>		

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
平成5 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連世界人権会議(ウィーン)ウィーン宣言採択</li> <li>・国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新ぐんま女性プラン」の策定</li> <li>・「群馬県女性行政推進連絡会議」の設置</li> </ul>	
平成6 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連総会で女性への暴力撤廃宣言採択</li> <li>・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画室、男女共同参画審議会(政令)、男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活課に女性政策室設置</li> <li>・「群馬県女性人材データベース」の構築</li> </ul>	
平成7 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業法改正(介護休業制度)公布(平成10年施行)</li> <li>・ILO156号条約(家族的責任条約)批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新ぐんま女性プラン委員会提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桐生市教育委員会社会教育委員会議建議「男女共同参画社会づくりについて」</li> </ul>
平成8 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会をきずくための意識調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会指導部社会教育課女性プラン係設置</li> </ul>
平成9 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会設置(法律)</li> <li>・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」等の改正</li> <li>・介護保険法公布(平成12年施行)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「桐生女性プラン懇談会」「桐生市女性行政連絡協議会」「女性プラン策定ワーキング委員会」設置</li> <li>・「男女共同参画に関する意識調査」実施</li> </ul>
平成10 (1998)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部企画財政課に女性プラン係移管</li> </ul>
平成11 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ESCAPハイレベル政府間会議(バンコク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「'99新潟・福島・群馬3県女性サミット」群馬県で開催</li> <li>・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「桐生市男女共同参画審議会」設置</li> </ul>
平成12 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>・ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新ぐんま女性プラン委員会提言</li> <li>・中華婦女連との交流20周年記念事業実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「桐生ジェンダー・フリープラン21」策定</li> <li>・市民部市民活動支援課男女共同参画推進係に移管改称</li> <li>・「桐生市男女共同参画協議会」、「桐生市男女共同参画庁内推進会議」設置</li> <li>・「桐生女性人材リスト」の構築</li> </ul>
平成13 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議、男女共同参画局設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行</li> <li>・第1回男女共同参画週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぐんま男女共同参画プラン」策定</li> <li>・群馬県男女共同参画推進協議会の設置</li> <li>・女性に対する暴力実態調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女平等表現ガイドライン」策定</li> </ul>
平成14 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権男女共同参画課設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桐生市男女共同参画情報紙第1号発行</li> </ul>
平成15 (2003)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県女性会館内に「女性相談支援室」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画に関する意識調査」実施</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
平成16 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画会議「男女共同参画基本計画」に関する諮問</li> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>「育児・介護休業法」改正(育児・介護取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)(平成17年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「群馬県男女共同参画推進条例」制定</li> <li>群馬県男女共同参画推進委員会設置</li> <li>女性相談センターを女性会館内に設置(女性相談支援室と女性相談所の統合)</li> </ul>	
平成17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画」(第2次)閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中華婦女連との交流25周年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「桐生市男女共同参画推進審議会」設置</li> </ul>
平成18 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」改正(間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止)(平成19年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「群馬県男女共同参画基本計画」(第2次)策定</li> <li>「ぐんまDV対策基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「桐生市男女共同参画計画」策定</li> </ul>
平成19 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成20年施行)</li> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「市内企業の実態調査」実施</li> </ul>
平成20 (2008)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「ぐんまDV対策基本計画(改定版)」策定</li> <li>群馬女性会館閉館</li> </ul>	
平成21 (2009)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護休業法」改正(平成22年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ぐんま男女共同参画センター」設置</li> <li>女性相談センター移転(ぐんま男女共同参画センター内)</li> <li>「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> <li>「桐生市男女共同参画推進審議会」を「桐生市男女共同参画推進協議会」に改称</li> </ul>
平成22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」開催(ニューヨーク))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>		
平成23 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(U.N Women)発足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「群馬県男女共同参画(第3次)」策定</li> <li>男女間の暴力に関する調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「桐生市男女共同参画計画(平成23年度～平成27年度版)」策定</li> </ul>
平成24 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援法等の子ども・子育て関連3法の公布</li> <li>「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談センター移転</li> <li>とらいあんぐるん相談室(男女共同参画センター)相談開始</li> </ul>	

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
平成25 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成26年施行)</li> <li>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正</li> </ul>		
平成26 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「ぐんまDV対策推進計画(第3次)策定</li> <li>男女共同参画社会に関する県民意識調査実施</li> </ul>	
平成27 (2015)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)公布</li> <li>「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>
平成28 (2016) (1～3月)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「群馬県男女共同参画(第4次)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「桐生市男女共同参画計画(平成28年度～平成32年度版)」策定</li> </ul>

### 3 用語解説

行	用語	解説
あ行	アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）	国連の5つの地域委員会の1つで、1947年に設立されました。アジア太平洋地域の経済社会問題に対処することを任務としています。ESCAPの最高意思決定機関であるESCAP総会は閣僚レベルで毎年一回開催され、経済社会理事会に報告を行います。53の加盟国と9の準加盟メンバーからなります。
	育児・介護休業法	正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇に関する制度を設けるとともに、育児や家族の介護をしやすいように所定労働時間等に関して事業主が行うべき措置等を定めています。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、経済及び社会の発展に資することを目的としているものです。
か行	家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、文書にして取り決めたものです。
	国際婦人年	1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。
	国連特別総会「女性2000年会議」	第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、2000年にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。
	国連婦人の10年	1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の10年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の10年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の10年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の10年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
	国連婦人の地位委員会（CSW）	経済社会理事会（Economic and Social Council）の機能委員会の一つで、1946年6月に設置されました。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会（第3委員会）に対して勧告を行います。
さ行	CSR（企業の社会的責任）	Corporate Social Responsibilityの略。企業が自らの事業活動により社会に及ぼす影響に対する責任のことです。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方を指すこともあります。
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

行	用語	解説
さ	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)	国連の既存のジェンダー関連4機関 (ジェンダー問題事務総長特別顧問室 (OSAGI)、女性の地位向上部 (DAW)、国連婦人開発基金 (UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所 (INSTRAW)) が統合され、2011年1月に発足した国連機関です。
	女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)	1979年12月、第34回国連総会において我が国を含む130カ国の賛成によって採択され、1981年9月に発効しました。2012年6月現在、条約の批准国は187カ国であり、我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。 締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。
	ストーカー規制法	正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。同一の者に対し、つきまとい等を反復して行う「ストーカー行為」を処罰する等、ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする法律です。
	性的少数者	セクシュアルマイノリティ (Sexual Minority)。代表的なものとしては、女性同性愛者 (レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者 (ゲイ、Gay)、両性愛者 (バイセクシュアル、Bisexual)、体の性と心の性が一致していない状態 (トランスジェンダー、Transgender) が挙げられ、これらの頭文字をとって、LGBTと称されることもあります。「男」「女」という既存概念から生じる偏見や無理解に加え、教育、社会保障、法律、福祉等のさまざまな制度からも抜け落ちていることが問題視されています。
	性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
	世界女性会議	1975年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議です。第1回 (国際婦人年女性会議) は1975年にメキシコシティで、第2回 (「国連婦人の10年」中間年世界会議) は1980年にコペンハーゲンで、第3回 (「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議) は1985年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995年に北京で開催されました。
	セクシュアル・ハラスメント	職場において相手の意思に反して行われ、相手を不快にさせる性的な言動のことをいいます。異性間のみならず、同性間の場合も含まれます。
た	男女共同参画基本計画	政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成22年12月17日に閣議決定されています。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

行	用語	解説
た行	男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。この法律では、労働者の募集・採用・配置・昇進・降格・解雇等について性別を理由とする差別的取扱いや、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等を禁止しています。この法律は、昭和47年（1972年）に公布・施行された「勤労婦人福祉法」が元となっており、公布後2度の改正を経て、平成9年（1997年）以降の現在の法律名となりました。その後も社会情勢に合わせて改正が実施されています。
	男性中心型労働慣行	年功的な処遇、男性社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用等の特徴とする働き方のことをいいます。
	デートDV	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）のうち、交際中の男女間でおこる暴力のことです。
な行	ノーマライゼーション	normalization。障害者や高齢者が社会の中で他の人々と等しく生きる社会の実現を目指す考え方のことをいいます。
は行	配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））	配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や恋人や親しい関係にある（あった）人から受ける「身体に対する暴力」、脅したり無視をする等の「精神的な暴力」、性行為や中絶を強要する等の「性的な暴力」、生活費を渡さない等の「経済的暴力」、行動を制限する等の「社会的暴力」等を指します。家庭内で行われるため被害が見えにくいことや、親のDVを見て育った子どもが将来DVの加害者や被害者となってしまう「暴力の世代間連鎖」も問題となっています。
	配偶者暴力防止法	正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。
	パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことです。
	北京宣言及び行動綱領	第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、（1）女性と貧困、（2）女性の教育と訓練、（3）女性と健康、（4）女性に対する暴力、（5）女性と武力闘争、（6）女性と経済、（7）権力及び意思決定における女性、（8）女性の地位向上のための制度的な仕組み、（9）女性の人権、（10）女性とメディア、（11）女性と環境、（12）女兒から構成されています。
ま行	マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由に解雇、自主退職への誘導、降格等されることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのことです。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

## 4 男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日 法律第 78号  
改正 平成11年 7月16日 法律第102号  
平成11年12月22日 法律第106号

### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

#### 二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
  - 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
  - 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

### (調査研究)

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

### (国際的協調のための措置)

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

### (設置)

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

### (組織)

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

### (議長)

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

### (議員)

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

### (議員の任期)

**第26条** 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

### (資料提出の要求等)

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

### (政令への委任)

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。

### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第2条** 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

### (経過措置)

**第3条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

### (施行期日)

**第1条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

### (職員の身分引継ぎ)

**第3条** この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

### (別に定める経過措置)

**第30条** 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

### (施行期日)

**第1条** この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

# 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号  
最終改正：平成26年4月23日法律第28号

## 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (定義)

**第1条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

**第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

**第2条の2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

**第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

**第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

#### (婦人相談員による相談等)

**第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

#### (婦人保護施設における保護)

**第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

#### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条** 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

**第7条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

**第8条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

**第8条の2** 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

**第8条の3** 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第9条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

**第9条の2** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

### (保護命令)

**第10条** 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

**第11条** 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

**第12条** 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

**第13条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

**第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

**第15条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

**第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

**第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

**第18条** 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

**第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

**第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

### (民事訴訟法の準用)

**第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

### (最高裁判所規則)

**第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

### (職務関係者による配慮等)

**第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

### (教育及び啓発)

**第24条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

### (調査研究の推進等)

**第25条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

### (民間の団体に対する援助)

**第26条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (都道府県及び市の支弁)

**第27条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

### (国の負担及び補助)

**第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第5章の2 補則

### (この法律の準用)

**第28条の2** 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

**第29条** 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

## 附 則〔抄〕

### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

### (経過措置)

**第2条** 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### (検討)

**第3条** この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則〔平成16年法律第64号〕

### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

### (経過措置)

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

### (検討)

**第3条** 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附 則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕**

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

# 6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### (基本原則)

**第2条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### (事業主の責務)

**第4条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

### (基本方針)

**第5条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

**第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

**第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第2節 一般事業主行動計画

### (一般事業主行動計画の策定等)

**第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

### (基準に適合する一般事業主の認定)

**第9条** 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

### (認定一般事業主の表示等)

**第10条** 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

**第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

#### (委託募集の特例等)

**第12条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求められることができる。

**第13条** 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

**第14条** 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

**第15条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

##### (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第16条** 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

##### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第17条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (職業指導等の措置等)

**第18条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (財政上の措置等)

**第19条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (国等からの受注機会の増大)

**第20条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

##### (啓発活動)

**第21条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

### (情報の収集、整理及び提供)

**第22条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

### (協議会)

**第23条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

### (秘密保持義務)

**第24条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (協議会の定める事項)

**第25条** 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第26条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

### (権限の委任)

**第27条** 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

**第28条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

**第6章 罰則**

**第29条** 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

**第31条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

**第32条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第33条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第34条** 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

**附 則 抄**

(執行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

**第2条** この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

**(政令への委任)**

**第3条** 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**(検討)**

**第4条** 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 7 桐生市男女共同参画推進協議会設置要綱

施行 平成12年10月10日

改正 平成23年 4月 1日

## (設置)

**第1条** 男女共同参画社会の形成に向けて、総合的な施策の推進を図るため、桐生市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

**第2条** 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 桐生市男女共同参画計画に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成に必要な事項に関すること。

## (組織)

**第3条** 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係団体が推薦する者
- (4) その他市長が必要と認める者

## (任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

**第5条** 協議会は、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、会務を総務し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

**第6条** 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

## (庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

## (補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成12年10月10日から施行する。

## 附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 8 桐生市男女共同参画推進協議会委員名簿

平成28年3月1日現在

NO	役職	氏名	所属
1	会長	武井由紀子	(公募)
2	副会長	石井広二	桐生大学
3	委員	今泉勇二	きりゅう市民活動推進ネットワーク
4	//	金子真知子	前男女共同参画推進協議会
5	//	桑原典子	桐生人権擁護委員協議会
6	//	小林雅子	桐生商工会議所
7	//	周東照二	桐生市議会
8	//	園田奈緒	(公募)
9	//	武井克夫	(公募)
10	//	竹内満喜子	桐生人権擁護委員協議会
11	//	竹内元一	桐生中央商店街連盟
12	//	中野福代	桐生市婦人団体連絡協議会
13	//	成田和也	連合群馬桐生地域協議会
14	//	深澤秀子	(公募)
15	//	水越正樹	桐生青年会議所
合計 15人 ( 男性7人 女性8人 )			

※敬称略、委員は50音順

## 9 桐生市男女共同参画庁内推進会議の設置及び運営に関する要綱

施行 平成12年7月31日

改正 平成23年4月 1日

### (設置)

**第1条** 桐生市の各行政部門にわたる男女共同参画行政を総合的かつ計画的に実施するため、桐生市男女共同参画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

**第2条** 推進会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1)男女共同参画計画の作成に関すること。
- (2)男女共同参画行政の調査研究及び計画の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3)男女共同参画に関する職員の共通理解の定着及び庁内の男女共同参画の環境整備に関すること。
- (4)男女共同参画計画の進行管理に関すること。
- (5)関係部課相互間の連絡調整に関すること。
- (6)その他男女共同参画行政に関し必要なこと。

### (組織)

**第3条** 推進会議は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、桐生市男女共同参画計画に関係する課その他の課の課長職をもって充てる。
- 3 推進会議には、会長及び副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 5 会長は会議を総務し、会議の議長となる。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

**第4条** 会議は、会長が招集する。

### (専門部会)

**第5条** 推進会議は、会議の円滑な運営をはかるため、必要に応じて専門部会を設置する。

### (庶務)

**第6条** 推進会議の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

### (補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成12年7月31日から施行する。

### 附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

# 10 桐生市男女共同参画庁内推進会議委員名簿

平成27年4月1日現在

部	役職	氏名
総合政策部	企画課長	和佐田 直 樹
	情報政策課長	片 所 寿 雄
総務部	総務課長	青 木 哲
	人事課長	西 場 守
財政部	財政課長	戸 部 裕 幸
市民生活部	市民課長	星 野 千鶴子
保健福祉部	長寿支援課長	大 津 豊
	福祉課長	助 川 直 樹
	子育て支援課長	新 井 利 幸
	健康づくり課長	清 水 久 江
産業経済部	産業政策課長	関 口 郁 雄
	農業振興課長	南 山 圭 一
都市整備部	建築住宅課長	藤 生 英 樹
新里支所	市民生活課長	江 原 良 一
黒保根支所	市民生活課長	関 口 泰
消防本部	総務課長	不 破 慶 介
水道局	総務課長	塚 越 孝 司
議会事務局	議事課長	小 林 秀 夫
監査委員事務局	監査課長	井 出 敬 子
教育委員会 事務局 管理部	総務課長	小 泉 仁 彦
	生涯学習課長	佐 復 正 志
教育委員会 事務局 教育部	学校教育課長	端 井 和 弘
合計 22人( 男性19人 女性3人 )		

## 桐生市男女共同参画計画（平成28年度～平成32年度版）

平成28年3月発行

発行：桐生市 市民生活部 市民生活課

住所：〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号

電話：0277-46-1111

FAX：0277-43-1001

URL：<http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/danjo/index.html>

